

東海市立児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例及び東海市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月25日

東海市長 花 田 勝 重

東海市条例第35号

東海市立児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例及び東海市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(東海市立児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 東海市立児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（昭和46年東海市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

(東海市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 東海市立デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成12年東海市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第3号ア中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。